

「 返金制度に関する事項 」

当事業所は返金制度（紹介により離職した求職者が早期に離職した場合に手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けており、詳細は以下のとおりとする

項 目	内 容	
返還金	乙が甲に紹介した採用者が退職に至った場合、下記の通りとする。	
	退職時期	返還する報酬額
	入職前の辞退	100%（内定時分）
	入職から 3 か月未満	80%（総額分）
	入職から 3 か月以上 6 か月未満	60%（総額分）
	入職から 6 か月以上 9 か月未満	40%（総額分）
	入職から 9 か月以上 12 か月未満	20%（総額分）
返還方法	前項の返還金は、求人者が紹介者へ当該採用者が退職した旨を書面で通知した日の翌月末までに、求人者の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は紹介者の負担とする。	